

高齢者に対する支援のあり方 について

現状・課題

(生活保護を受給する高齢者の増加)

- 65歳以上の生活保護受給者は、生活保護受給者全体の半数近くを占めており、近年、高齢者以外の受給者数が減少傾向にある一方で、65歳以上は増加傾向にある。
- 高齢者の保護率が増加している要因としては、社会全体の高齢化の進展と単身世帯の増加が背景としてあり、また、単身高齢者の保護率も大きく上昇しており、様々なリスクに対して脆弱な単身の高齢者が生活保護を受給する場合が増加していると考えられる。
- 1か月当たりの保護開始世帯数をみると、世界金融危機後に世帯主が40歳代から60歳代前半の世帯を中心に保護開始世帯数が急増したが、その後、世帯主が70歳代の世帯以外は減少している。他方、保護廃止世帯数については、雇用環境が改善傾向にあるにもかかわらず、特に世帯主が50歳代の世帯で増加がみられない。
- また、特に保護率の上昇が大きい単身男性をみると、40歳代から60歳代前半の高齢になる前に生活保護の受給に至る者も多い。生活保護を受けるに至るまでのターニングポイントについて調査を行ったところ、疾病・障害、離婚、失職や住まいの喪失を経験した世帯が多かった。

(生活に困窮している高齢者に対する支援の状況)

- 生活困窮者自立支援制度における自立支援相談機関の新規相談者については、65歳以上の相談者が全体の約19.8%を占めている。
- また、プラン作成対象者の特性として、性別・世代を問わず「経済的困窮」の該当が最も多い中で、65歳以上の男性は「就職活動困難」、「病気」、「家計管理の課題」が、65歳以上の女性は「就職活動困難」、「家族の問題」、「病気」が多く挙げられる。

現状・課題

(高齢者の就労に関する状況)

- 60歳以上の者のうち、65歳を超えても働きたいと回答した者が7割弱を占めている。
- 高年齢者の就業理由は、60～64歳では「生活の糧を得るため」が最も多いが、65～69歳では「健康にいいから」、「いきがい、社会参加のため」といった割合が増える状況。
- 高年齢者は就業希望者が多く、65歳以上では207万人。
- ハローワークの新規求職申込者の希望職種としては、「運搬・清掃等の職業」、「事務的職業」、「サービスの職業」の順に多い。
- 生活困窮者の中では、一般就労を希望する者の割合は、65～74歳まででは45.1%、75歳以上では20.5%となっている。

(高齢者の居住に関する状況)

- 高齢者の持ち家比率は大きく変化していないが、高齢者世帯の増加に伴い、民間借家居住の高齢者世帯が増加している。また、持ち家比率は、都道府県別に大きな差異がある。
- 高齢で民間借家に居住している世帯は、低所得者が多い。公営住宅管理戸数は平成17年度をピークに微減傾向で、約217万戸(平成27年度)であり、その入居者(世帯主)のうち約半数が65歳以上である。
- 高齢者の入居に対しては、約6割の大家が拒否感を持っている。
- また、高齢者については、年齢的なものもあって連帯保証人の確保が難しいとの課題を指摘する意見がある。

考え方

(高齢者に対する支援のあり方全般)

- 高齢者の生活保護受給者の増加要因をみると、稼働年齢層のうちに生活保護の開始に至る者も少なくなく、また保護に至るきっかけとして失職や住まいの喪失などを経験した者も多い。
- また、高齢者の就労を求めるニーズが高いこと、生涯現役社会の実現の観点から、高齢者に対する就労支援も重要。

(高齢期に至る前の支援)

- 生活保護受給世帯となるリスクを抱える世帯が生活保護世帯に至らないようにするための役割が生活困窮者自立支援制度には求められており、就労支援や家計相談支援を通じ、生活困窮者について、可能な限り就労収入が得られるようにしておくことや家計管理ができる能力を身につけておくことが重要。
- 生活保護の「その他の世帯」となりうるリスクを抱える世帯(いわゆる「8050」の世帯)を含め、中高年のひきこもりの人や長期的に離職している人などについては、特に留意して必要な相談が行われていく必要がある。

(高齢者に対する就労支援)

- 高齢期の自発的な就労ニーズが高いことを踏まえ、高齢期の就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進める必要。
- このため、ハローワークにおける取組との連携、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業の更なる推進、シルバー人材センターとの連携など、雇用対策との連携を強化するとともに、併せて、介護保険の生活支援サービスの拡充の展開等と結びつけていくことにより、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労・活躍の場の創出に結びつけていくこともできるのではないかと。
- 就労準備支援事業の年齢要件については、制度施行後の状況を見ると、高齢者でも就労を求めるニーズが高いこと、生涯現役社会の実現の観点から、65歳以降に雇用された人でも雇用保険の適用対象とすることとされたことを踏まえて、施行規則に定める2号要件(これに準ずるとして自治体が認める者)のあり方も含め、検討する必要。【再掲】

考え方

（高齢者に対する居住支援）

- 高齢者を巡る居住については、低家賃の住宅が少なく、入居拒否の傾向がある中で、新たな住宅セーフティネット制度による対応により、①安価な家賃の住宅の確保、②入居支援の強化、③家賃債務保証の円滑化が可能となっており、この新たな住宅セーフティネット制度と実効的に連携していくことが求められる。
- 一方、住居を確保できたとしても、特に高齢者には緊急時の連絡体制の確保など一定の支援が必要となる方も多し。そうした安定的に地域で暮らし続けていくための支援については、社会的に孤立している者に対し、地域におけるつながりを作るような取組を行っている例もある。

（高齢者に対する家計相談支援等）

- 高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要。【再掲】
- 成年後見や日常生活自立支援事業の対象となるまでには至らずとも、家計管理ではない金銭管理が必要な者が生じてきており、その対応を行うべきとの意見があった。

論点

- 高齢期になって生活困窮に陥ることが懸念される人や、いわゆる「8050」の世帯のように生活保護の「その他の世帯」となりうるリスクのある世帯に対して、生活保護世帯となる前の実効的な取組は可能か。
- 高齢期の生活困窮者に対する就労面の支援は、雇用対策や介護保険制度等との連携によりどのようなことができるか。